

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 4 月 28 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専決処分第3号

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）で定める」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。